

臨時監査の結果に関する公表（監査委員事務局第二課）

監査委員公表第 670 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 31 日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

第 1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの 6 か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和 2 年 4 月 15 日から 12 月 21 日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第 2 の 3 に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	13
教育庁及び教育機関	10
警察本部	3
合 計	26

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第 2 監査の結果

監査を実施した 26 機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり 2 機関において、2 件の指摘事項及び注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
産業科学技術センター	公用車の管理について、自動車損害賠償責任保険及び自動車検査証の有効期間満了後に運行していた事実があったことから、再発防止の措置を執らなければならなかったにもかかわらず、自動車検査証の有効期間を周知するなどの公用車の適正管理の措置が徹底されていない事例や「庁用自動車等使用簿」にある「管理者点検記入欄」の記載がない事例などが認められた。

2 注意事項

(知事部局)	
こども・女性相談支援センター	E T Cカードの管理について、保管責任者は、使用簿の記載を使用者任せとし、また、カード返却後速やかに使用金額を確認するところを月締めで整理するなど、適正な管理がされていない事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
中津県税事務所	令和2年12月21日
北部振興局	令和2年12月4日
豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和2年4月15日
こども・女性相談支援センター	令和2年4月16日
産業科学技術センター	令和2年5月22日
県立工科短期大学校	令和2年6月8日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和2年9月14日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和2年9月18日
農林水産研究指導センター林業研究部	令和2年6月8日
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和2年6月8日
大分家畜保健衛生所	令和2年4月16日
豊後大野家畜保健衛生所	令和2年4月15日
日田土木事務所	令和2年11月10日
(教育庁及び教育機関)	
九重青少年の家	令和2年6月5日
大分舞鶴高等学校	令和2年8月20日
大分南高等学校	令和2年7月7日
爽風館高等学校	令和2年8月18日
大分鶴崎高等学校	令和2年8月19日
大分東高等学校	令和2年8月18日

臼杵高等学校	令和2年8月21日
津久見高等学校	令和2年9月4日
別府支援学校	令和2年9月23日
新生支援学校	令和2年7月14日
(警察本部)	
大分中央警察署	令和2年10月23日
国東警察署	令和2年6月18日
豊後高田警察署	令和2年6月17日